

京都市告示第 5 3 6 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法第 1 1 3 条の規定により、次のとおり指定の辞退がありました。

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所番号	事業所所在地	辞退 年月日
社会医療法人岡本 病院（財団）	介護療養型医療 施設	社会医療法人岡本病 院（財団）第一岡本 病院 [2610900421]	京都市伏見区京町九丁 目 50 番地	平成 26 年 2 月 28 日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)